

美濃加茂市告示第88号

美濃加茂市制施行70周年記念事業における冠等の使用に関する取扱要綱を次のように定める。

令和6年4月17日

美濃加茂市長 藤井浩人

美濃加茂市制施行70周年記念事業における冠等の使用に関する取扱要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、美濃加茂市制施行70周年を記念する事業に使用する冠及びロゴマーク（以下「冠等」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠等)

第2条 使用する冠は、次に掲げるものとする。

- (1) 美濃加茂市制施行70周年
- (2) 市制施行70周年
- (3) 美濃加茂市制施行70周年記念
- (4) 市制施行70周年記念

2 使用するロゴマークは、別図のとおりとする。

(対象事業)

第3条 冠等の使用の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市が実施する事業
- (2) 官公庁又はこれに準ずる団体が実施する事業
- (3) 市内に活動拠点を有する個人、団体又は企業が実施する事業
- (4) その他市長が適当と認める事業

(使用期間)

第4条 冠等を使用することができる期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、第6条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「承認使用者」という。）が冠等を使用することができる期間は、当該承認を受けた期間とする。

(使用の申請)

第5条 冠等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、美濃加茂市制施行70周年記念冠等使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が実施する事業において使用する場合
- (2) 市が参画する実行委員会又は市が共催として参画する事務若しくは事業において使用する場合
- (3) 市の後援を受けた事業で使用する場合
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (5) その他市長が適当と認める場合

(使用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、冠等の使用を承認する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用されるおそれがある場合
- (2) 主として、特定の団体又は個人の宣伝のため、又は信用を高めるために使用されるおそれがある場合
- (3) 主として営利目的で使用されるおそれがある場合
- (4) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させるおそれのある場合
- (5) 法令若しくは市の例規又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用されるおそれがある場合
- (7) 公益性又は公共性のない活動に使用されるおそれがある場合
- (8) 市の実施する事業を妨げるおそれがある場合
- (9) 美濃加茂市暴力団排除条例（平成24年美濃加茂市条例第10号）第2条第3号の暴力団員等が実施する事業に使用されるおそれがある場合
- (10) その他市長が使用について不相当と認めた場合

2 市長は、冠等の使用を承認するときは美濃加茂市制施行70周年記念冠等使用承認通知書（様式第2号）により、使用を承認しないときは美濃加茂市制施行70周年記念冠等使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の使用の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 冠等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、別に定めるデザインガイドに従い適切に使用すること。
- (2) ロゴマークについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録しないこと。
- (3) 冠等の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 承認使用者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた使用の目的及び方法のみに使用すること。

(2) 前条第3項の規定により付された条件に従うこと。

(使用料)

第8条 冠等の使用料は、無料とする。

(使用状況報告)

第9条 市長は、使用者に対して、冠等の使用状況について資料の提出又は報告を求めることができる。

(承認の取消し)

第10条 市長は、冠等の使用について第7条各項の規定に反すると認めるときは、冠等の使用を差し止め、又は冠等の使用に関し是正等必要な措置を求めることができる。

2 前項の措置に要する費用は、当該使用者の負担とする。

3 市長は、使用者が第1項の必要な措置に従わない場合は、使用の承認を取り消すものとする。

4 市長は、前項の規定により、使用の承認を取り消したときは、美濃加茂市制施行70周年記念冠等使用承認取消通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第11条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、市に帰属する。

(責任の制限)

第12条 使用者(第5条第1号及び第2号の事由により使用する者を除く。以下この条及び次条において同じ。)は、冠等の使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、冠等の使用に起因する問題により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、冠等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別図（第2条関係）



70th
MINOKAMO
STORY